平成２６年（フ）第２７２号
和歌山県橋本市境原500番地の３
債務者　森田製作所こと　森田　幸夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７８号
和歌山県海南市幡川29番地３　ベルドールⅡ302号室
債務者　山口希代巳
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７９号
和歌山市岩橋567番地３　ルーラルヒルズ203号、住民票上の住所大阪府堺市中区深井中町1113番地49
債務者　和田　俊郎
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８１号
和歌山県紀の川市南志野285番地、住民票上の住所和歌山県紀の川市打田1219番地８
債務者　妻木　佳子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９３号
和歌山市舟津町１丁目11番地
債務者　佐藤秋子こと　梁　　秋子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９３号
香川県東かがわ市松原168番地41
債務者　林　　亜矢
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４９号
沖縄県那覇市真嘉比３丁目５番２号　真栄里ハウス202
債務者　大城　和美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２７８号
沖縄県浦添市経塚１丁目16番16―302号　平良マンションⅡ
債務者　平良　悠子（旧姓渡慶次）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２７号
岩手県下閉伊郡山田町山田第19地割52番地
債務者　佐藤千寿子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第１２７９号
愛知県津島市埋田町３丁目12番地１　アーバンパレスⅠ201号室、住民票上の住所愛知県津島市百町字みどり台43番地　市営百町住宅Ｂ棟５号
債務者　小牧　　歩
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６号
北海道小樽市東雲町３番17号　星風ハイツＦ号室、前住所北海道小樽市桜２丁目２番７号
債務者　加藤　美季（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９８号
北海道小樽市銭函３丁目４番28号　サンハイツ102号室、前住所北海道小樽市赤岩２丁目31番９号
債務者　今野　利重
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５１７号
仙台市宮城野区岩切字水分59番地　コーポ路102
債務者　及川　幸博
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２０号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目７番26号　さくら荘６
債務者　戸澤　美穂（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
秋田県大館市豊町５番34号、前住所秋田県大館市池内字池内140番地
債務者　竹迫みさき
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第６７号
福島県いわき市泉町３丁目15番地の１
債務者　鏡　美千代
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３１４号
茨城県水戸市河和田町613番地
債務者　高阿田和喜
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所